

入札公告の訂正

平成27年7月7日（号外政府調達第126号・10ページ）掲載の入札公告について、次の通り訂正します。

平成27年8月6日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構本部

総務部長 柳澤 武

◎ 調達機関番号 597 ◎ 所在地番号 13

1の(2)①「北海道、東北（1道6県）（以下「北海道東北エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品2,082品目」を

「北海道、東北（1道6県）（以下「北海道東北エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品2,061品目」

に、

1の(2)②「関東、信越（1都9県）（以下「関東信越エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,813品目」を

「関東、信越（1都9県）（以下「関東信越エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,784品目」

に、

1の(2)③「東海、北陸（6県）（以下、「東海北陸エリア」という。）に所在する国立病院機

構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,792品目」を

「東海、北陸（6県）（以下、「東海北陸エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,766品目」

に、

1の（2）④「近畿（2府5県）（以下、「近畿エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,981品目」

を

「近畿（2府5県）（以下、「近畿エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,956品目」

に、

1の（2）⑤「中国、四国（9県）（以下、「中国四国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,724品目」

を

「中国、四国（9県）（以下、「中国四国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康福祉機構病院が使用する医薬品2,696品目」

に、

1の（2）⑥「九州、沖縄（8県）（以下「九州沖縄エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品2,687品目」

を

「九州、沖縄（8県）（以下「九州沖縄エリ

ア」という。)に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品2,654品目」

に、

5の(3)「Nature and quantity of the products to be purchased: Medicine Supplies, Hokka-ido-Tohoku area 2,082 items, Kanto-Shine-tsu area 2,813 items, Tokai-Hokuriku area 2,792 items, Kinki area 2,981 items, Chu-goku-Shikoku area 2,724 items, Kyushu-Okinawa area 2,687 items.」

を

「Nature and quantity of the products to be purchased: Medicine Supplies, Hokka-ido-Tohoku area 2,061 items, Kanto-Shine-tsu area 2,784 items, Tokai-Hokuriku area 2,766 items, Kinki area 2,956 items, Chu-goku-Shikoku area 2,696 items, Kyushu-Okinawa area 2,654 items.」

にそれぞれ訂正いたします。